

役員等報酬規定

社会福祉法人むつみ会

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人むつみ会の役員等の報酬に関する事項を定める。

2 この役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員とする。

(報酬)

第二条 理事及び監事に対して報酬をする場合は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員、評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(費用弁償等)

第三条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、
日当・交通費手当を支給する。この支給額は、1日あたり10,000円とする。

2 前項の他に、社会福祉法人役員等として必要に応じた、苦情解決、社会福祉への取組みなどに伴い要した費用弁償等は支給する。

(改正)

第四条 この規定は、理事会の議決を経て、評議員会にて承認し、改正する。

附則

この規定は、平成15年3月17日から施行する。

平成29年3月25日 改正